

滋賀県公用車（総務課所管分）広告募集要項

1 広告募集趣旨

滋賀県（以下「県」という。）では、公用車を企業・団体等の皆様の広告スペースとして活用していただくため、総務課において使用する公用車へ広告を掲載していただける広告主を募集します。応募を希望される方は、この募集要項をよく読み、各事項を御承知の上、お申し込みください。

2 対象車両・数

別添仕様書のとおり

3 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

4 設置期間

広告を設置した日から申込者が希望する任意の期間

5 広告設置料

1台 2,500円／月（消費税および地方消費税含む。）

※広告作成費用、掲載および撤去にかかる対応は広告主の負担となります。なお、広告掲載期間中に、県による公用車の運行に伴う事故、掲載車両の変更等で、広告を修復する場合は、県により修復いたします。ただし、経年に起因する色あせ等による広告の劣化は、広告主により修復していただきます。

6 設置申込

別添「広告設置申込書」に必要事項を記入の上、申込みを行っていただきます。なお、申込みにかかる一切の費用は申込者のご負担となります。

【受付期間】

随時。

※申込書を持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

7 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たす必要があります。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

(1) 資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等でないこと
- ② 県から入札参加停止措置を受けている法人等でないこと
- ③ 直近の1年間に県税を滞納している法人等でないこと
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生または再生手続きを行っている法人等でないこと

- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等でないこと
- ⑥ 「滋賀県広告等事業実施要綱」第 4 条第 2 項各号および「滋賀県公用車広告設置基準」第 3 条各号に定める業種または事業者に該当する法人等でないこと

(2) 基準

- ① 広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第 4 条第 1 項各号および「滋賀県公用車広告設置基準」第 2 条各号に定めるものに該当しないこと。

8 広告設置の可否の決定

- (1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県公用車広告設置基準に基づき、総務部広告等選定委員会において審査します。
- (2) 広告設置に適すると認められる申込者（台数）が、募集台数を超えた場合は、先着順とします。

9 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者に通知します。

10 広告設置料の請求等

契約の締結の手続き後、県の定める納付書により広告設置料を請求します。

11 申込みに際しての留意事項

- (1) 設置期間は、1 箇月を単位とし、掲示期間が 31 日未満の申込みについては、1 箇月として扱います。
- (2) 滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県公用車広告設置基準、滋賀県公用車広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (3) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。県が推奨するものではありません。

12 申込み、問い合わせ先

滋賀県総務部総務課総務・文書係

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

電話 077-528-3111 / E-mail ba00@pref.shiga.lg.jp

別紙

滋賀県公用車（総務課分）の広告設置に係る仕様書

1. 対象車両の概要

対 象 車 両	総務課が集中管理する公用車 65 台
所 在 地	滋 賀 県 庁 （ 大 津 市 京 町 4 － 1 － 1 ）：50 台 大津合庁庁舎（大津市松本 1－2－1）：10 台 男女共同参画センター（近江八幡市鷹飼町 80－4）：2 台 湖 東 合 同 庁 舎 （ 彦 根 市 元 町 4 － 1 ）：2 台 長浜駅西駐車場（長浜市北船町 111－8）：1 台
主 な 走 行 範 囲	滋賀県内全域
車 種 等	普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車、軽乗用車
年 間 走 行 距 離	約 13,213km（1 台当たり平均・令和 5 年度実績）
年 間 稼 働 日 数	223 日（1 台当たり平均・令和 5 年度実績）
備 考	・年間走行距離、年間稼働日数については平均値であり、個々の車両により差があります。 ・稼働日数や走行距離を保証するものではありません。

2. 募集広告に関する事項

掲 載 場 所	車体の両側面（2箇所）
掲 載 方 法	あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（シール、マグネットシート等）の貼付によります。 <u>※粘着フィルム等は、広告掲載期間中における車体からのはく離または広告撤去時における車体の塗装のはく離および広告のはく離残しを生じさせないものとします。</u>
標 準 規 格	縦 40 cm 以内×横 50 cm 以内 <u>※広告内に視認できる文字で「滋賀県有料広告事業」（縦 5 cm 以上×横 25 cm 以上）と入れること。</u>
備 考	・所在地による指定はできますが、対象車両(車種)の指定はできません。 ・公用車への掲載は、掲載開始日までに県が指定する日に広告主で行っていただきます。

広告設置申込書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

滋賀県公用車（総務課所管分）広告募集要項に基づき、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県公用車広告設置基準、滋賀県公用車広告設置要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話番号	
		F A X	
E - m a i l			
広告の設置等申込種類		公用車（総務課所管分）広告	
広告の設置台数		(所在地等) _____の公用車 ____台	
使用期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
広告設置料		月額 2,500 円 × ____ か月 × ____ 台 = _____ 円（消費税及び地方消費税を含む。）	
広告の内容	仕様		
	別添資料		
(参考) 予定広告内容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設置する内容		

添付書類

- ① 定款、会則または会社概要(パンフレット)等（コピー可）
- ② 広告デザイン案
- ③ 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

住所または所在地 〒

氏名または商号名称
および代表者名

滋賀県公用車（総務課所管分）広告募集要項の申込みに当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 滋賀県公用車（総務課所管分）広告募集要項「7 応募資格および広告設置の基準」の要件を満たしています。
- 2 提出した広告設置申込書に虚偽または不正はありません。
- 3 設置事業者に決定した場合、滋賀県ホームページに設置事業者名および設置台数を掲載することに同意します。